

令和5年10月相模原市教育委員会臨時会

○日 時 令和5年10月16日（月）午前9時30分から午前9時39分まで

○場 所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第39号） 教育財産の取得の申出について（（仮称）北部学校給食センター用地）（教育局）

○出席した教育長及び委員（5名）

教 育 長 渡 邊 志寿代

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 白 石 卓 之

○欠席した委員（1名）

委 員 宇田川 久美子

○説明のために出席した者

学校給食・規模適正化 有 本 秀 美 学校教育部長 農 上 勝 也
担 当 部 長

生涯学習部長 村 田 典 久 教育総務室総括副主幹 的 場 秀 剛
（総務企画班）

教育局参事 鈴 木 一 広 学校給食課総括副主幹 林 壮 太
兼学校給食課長 （企画推進班）

○事務局職員出席者

教育総務室主任 栗 原 明 伸 教育総務室主事 田 中 瑠 菜

□開 会

◎渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会10月臨時会を開会いたします。

本日の出席は5名で、定足数に達しております。

なお、宇田川委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と私、渡邊を指名いたします。

□教育財産の取得の申出について((仮称)北部学校給食センター用地)

◎渡邊教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程1、議案第39号、「教育財産の取得の申出について((仮称)北部学校給食センター用地)」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○有本学校給食・規模適正化担当部長 議案第39号、「教育財産の取得の申出について((仮称)北部学校給食センター用地)」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

本議案は、(仮称)北部学校給食センター用地について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項に規定する教育財産の取得の申出をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第9号の規定により提案するものでございます。

1の目的につきましては、(仮称)北部学校給食センター用地でございます。

2の所在、地番、地目及び地積につきましては、相模原市緑区大島字上台1121番44ほか12筆、学校用地及び公衆用道路、4万5,462.98平方メートルでございます。これらの内訳につきましては、2ページの別表のとおりでございます。

3の所有者につきましては、神奈川県でございます。

土地の位置等につきましては、3ページの案内図及び4ページの取得土地に係る配置図のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたし

ます。

◎小泉教育長職務代理者 この議案が教育委員会で可決された後はどのような流れになるのでしょうか。

○鈴木学校給食課長 教育委員会としては、市長に取得の申出をさせていただき、申出を受けた市長部局が神奈川県と契約に向けた手続を行うといった流れになります。

具体的な手続としては、12月補正予算として用地の取得について、予算額の提示をさせていただき、その予算をもって仮契約を県と行います。3月議会では、財産取得の議案を改めて提出し、その議決をいただいたのちに本契約となります。

◎岩田委員 (仮称)北部学校給食センター用地の周辺の土地は相模原市の土地なのでしょうか。

○鈴木学校給食課長 周囲は相模原市の市道で囲まれております。道路の向かい側の土地利用についてですが、主に西側は住宅街、それ以外は農地となっております。

◎白石委員 取得用地の中で、地目が公衆用道路となっている部分もあるようですが、これも給食センターの用地ということになるのでしょうか。

○鈴木学校給食課長 今回お示ししている土地は、現状としては学校用地として使われています。

地目としては、公衆用道路が一部残っている状態ですが、元々この場所が畑であったということで、農道が地目を変更せずに残っていたと考えております。農道等については、一般的に国有地となっております、平成10年代に国から実際活用しているところに払い戻されたという経過がありますので、おそらくその中で国から県に権限が下りてきたものの、地目は変更されなかったものと推測されます。

◎渡邊教育長 給食センターの建設に係る長期的なスケジュールを教えてください。

○鈴木学校給食課長 先ほどの事務手続によって、今年度中に契約は行う予定となっております。その後の実際の取得、支払いについては2段階に分けて進めさせていただきたいと思っております。

資料の4ページをご覧ください。給食センターを設置する予定地が、グラウンド部分になります。このグラウンド部分を先行で取得させていただきたいと考えています。令和8年中を目指して給食センターの建設をし、その工事が終わり次第、県の方で校舎の解体が行われます。解体が終わり、更地になった段階で残りの部分も取得する予定となっております。

◎渡邊教育長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

◎渡邊教育長 質疑、意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第39号、「教育財産の取得の申出について((仮称)北部学校給食センター用地)」
を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第39号は可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午前9時39分 閉会